

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	1 - 5
法令名	河川法	根拠条項	第 27 条第 1 項		
許認可等	河川区域内の土地の掘削等の許可				
(根拠規定)					
第 27 条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第 1 項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。					
(許認可等の基準)					
河川法に係る法定受託事務の処理基準等について（平成 13 年 4 月 27 日付け国河改第 36 号国土交通省河川局長通知）					
河川法施行令の一部を改正する政令の施行について（平成 6 年 7 月 8 日付け建河政発第 44 号建設省河川局長通達）					
二 河川区域内における土地の掘削等の行為で河川管理者の許可を要しない軽易な行為の追加について					
1 改正の趣旨について					
今回の改正は、適法に設置された取水施設又は排水施設の通常の維持管理として行う行為で治水上又は利水上影響が少なく認められる土砂等の排除及び竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域として河川管理者が指定した区域以外の土地における竹木の伐採を、それぞれ許可を要しない軽易な行為とするものであり、いずれもこれらの行為に係る河川に関する規制をより合理的なものとするため行ったものであること。					
2 取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について					
(1) 「機能を維持するため」とは、取水施設又は排水施設の有する河川から流水を取水する機能又は河川へ水を排出する機能について、これらの施設が設置された時点において有していた機能に回復させるためという意味であり、その回復に必要な範囲で行われるもののみを軽易な行為とすることを意図したものであること。					
(2) 「取水口又は排水口の付近」とは、取水口又は排水口の設置の態様やその河川の状況により異なるものの、取水口又は排水口の前面及びその周辺で、具体的には、通常取水口又は排水口を設置する際に当該取水口又は排水口の前面において河床を保護するために設けられる護床工の施されている範囲及びその周辺程度をいうものであること。また、取水口又は排水口の前面に護床工が施されていない場合においても、護床工が施されている場合と同様の範囲を想定して「付近」の範囲とされたいこと。					
(3) この政令の公布後新たに河川区域内に取水施設又は排水施設の新築等を行うため法第 26 条第 1 項等の規定に基づき許可申請等を行ってきた者に対しては、各河川管理者は、「機能を維持するため」行う土砂等の排除の意図する範囲及び当該取水施設又は排水施設の「取水口又は排水口の付近」の範囲について、許可を行う際に明らかにしておく必要があること。					
(4) 取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除行為が、今回政令で定めた範囲や規模を超えて行われる場合には治水上の支障を生ずるおそれがあることから、政令で定めた軽易な行為の範囲内で行われているかなどについて通常の巡視活動において確認するなど、適正な河川管理を実施されたいこと。					
(5) 今回の改正により許可を要しないこととされた取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について、今回当該行為を法第 27 条第 1 項の許可を要しない軽易な行為とした趣旨にかんがみ、当該行為を河川の維持として行う場合についても、令第 12 条の「軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持」に該当する行為として、法第 20 条の承認を要しない軽易な維持行為として取り扱うこと。					
3 竹木の伐採について					
(1) 河川区域内における竹木の伐採については、これまで、その治水上又は利水上の影響が明らかでなかったことから原則として許可に係らしめ、個別具体的に判断してきた。しかしながら、竹木の存在が流水の流下を阻害するなど一般的には治水上の悪影響を与える場合が多いことからその伐採について原則許可を要しないこととし、他方、竹木の分布の状況や竹木の存する河川の地形、地質等によって竹木の存在が治水上又は利水上の機能を果たしている場合には、当該区域に限り、従来どおり許可に係らしめることとしたものである。					
したがって、許可を要する区域の指定に当たっては、竹木の分布の状況や繁茂状況、竹木の存する河川の地形、地質等からみて、竹木が治水上又は利水上の機能を有している場合に限り、そのような竹木の存する区域を指定すること。					
なお、竹木の有する治水上又は利水上の具体的機能及び当該機能を有する竹木群の存する区域の選定の基準、選定するための手順等詳細については、別途通知することとしていること。					
(2) 令第 15 条の 4 の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとされているが、このように公布から施行までに三月の期間を置いた趣旨は、竹木の伐採につき許可を要する区域の指定に当たって、その準備等を進めるため必要と考えられる期間を設けたものである。各河川管理者においては、この趣旨にかんがみ、施行日までの間に当該区域を公示できるように必要な準備等を完了させるほか、許可を要する区域として指定を予定している土地の区域については、その区域の存在及びおおよその範囲について、公示以前においても広く関係住民に周知するよう努めること。					
(3) 許可を要する区域の指定の方法については、改正後の省令第 17 条第 2 項により河川区域の指定の方法に準じて行うこととされたが、その具体的な指定方法については、別途通知する方法に準拠されたいこと。					
(4) なお、改正前の令第 15 条の 4 第 1 項第 2 号に基づき竹木の伐採を軽易な行為として指定している都道府県知事は、政令の施行日に併せて許可を要する区域を指定することが規制の強化になる場合があることを踏まえ、指定に当たっては適切な経過措置を設けるとともに、関係住民への周知を図るべく必要な措置を講じ、伐採しようとする一般国民					

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

が不利益を被ることのないよう特に留意されたいこと。

河川法施行令の一部を改正する政令の運用について(平成6年7月8日付け建河政発第45号・建河治発第57号建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長通達)

- 一 取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について(改正後の河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第15条の4第1項第2号関係)
 - 1 「取水施設」及び「排水施設」について
「取水施設」とは、河川から流水を取水する機能を有する施設を、「排水施設」とは河川へ水を排出する機能を有する施設をいうものであり、それらの機能を有するものであれば、それらの機能を果たすことを目的として設置されたものに限らないこと。
 - 2 「土砂等」について
「土砂等」とは、土砂のほか、河川の流水の堆積作用により堆積した泥土、砂礫、樹木、ごみなどをいうものであること。
- 二 竹木の伐採について(令第15条の4第1項第3号関係)
 - 1 「竹木が現に有する治水上又は利水上の機能」及びそれらの機能を有する竹木の存する区域として河川管理者が指定する区域の選定基準について
 - (1) 竹木が現に有する治水上又は利水上の機能としては、次のような機能が考えられること。
 - 堤防に接して洪水の流心方向に縦断的に繁茂する竹木群で、流速の低減又は水勢の緩和により堤体を保護する機能
 - 無堤部等に繁茂する竹木群で、洪水時において河川区域外に流出する流水の流速の低減及び土砂の流出を抑制する機能
 - 掘込河道の河岸付近に洪水の流心方向に縦断的に繁茂する竹木群で、河岸の洗掘を抑制する機能
 - 霞堤の開口部付近に繁茂する竹木群で、洪水時において霞堤の不連続部分から河川外に流出する流水の流速の低減及び土砂の流出を抑制する機能
 - 取水口又は排水口の付近に繁茂する竹木群で、取水口又は排水口の前面に土砂が堆積することを抑制する機能及びびみお筋を維持することにより、取水又は排水の機能を維持する機能
 - (2) 許可を要する区域の選定に当たっては、竹木の有する上記 から までの機能がもたらす効果が堤防、河岸等の相当部分の及びなど、それらの機能によりもたらされる効果からみて河川管理上有意であると認められる区域を選定すること。
 - 6 指定した区域において竹木の伐採の許可申請がなされた場合の許可の基準について
竹木の伐採につき許可を要する区域として指定された区域については、それぞれ上記1に列記した機能が認められる竹木が存することから許可を要するものとされたものであるから、竹木の伐採に係る許可の申請に応じ、個別に当該申請に対する許可により竹木が伐採された場合のそれらの機能が減殺される程度を判断し、その機能が減殺したとしてもなお治水上又は利水上の支障が生じない場合には許可を行なうこと。
なお、個別に判断する場合においては、個別の伐採行為に応じ、伐採前と伐採後のそれぞれの流速計算等を行い、その影響を考慮し判断すること。

行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建河政発第52号建設省河川局長通達)

- 五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について
 - 1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について
 - (6) 第27条第1項(土地の掘削等の許可)の審査基準について
河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。
 - 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。
 - 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達)一(4)

- 一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について
 - 1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について
 - (4) 第27条第1項(土地の掘削等の許可)関係
局長通達五(6)の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。
 - (1) 掘削及び切土
掘削又は切土による断面が、河川の計画断面を侵すものではないこと。
掘削又は切土を行う箇所が、河川管理施設等の保全上必要な一定の距離が確保されていること。
局所的な箇所において実施する場合は、当該箇所において流水の乱れを生じないよう施行すること。
 - (2) 盛土
上下流を含む盛土の行われる箇所における流下能力の低下をもたらさないこと。
当該盛土により流速の乱れを生ずるものではないこと。

(様式 1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

盛土後の河川の形状の変化により流速の変化を起こすものではないこと。

(3) 竹土木の栽植

竹木の栽植を許可するに当たっては、「河岸等の植樹基準 (案)」(昭和 58 年 12 月 1 日建設省河川局長通達) 及び河川局治水課作成に係る「河道内の樹木の伐採・植樹のためのガイドライン (案)」(平成 5 年 11 月 10 日) によるものとする。

(4) 竹木の伐採

竹木の伐採を許可するに当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」(平成 6 年 7 月 8 日建設省河川局長通達) 及び「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」(平成 6 年 7 月 8 日建設省河川局水政課長、治水課長通達) によるものとする。